

固有名称（地名表記を中心として）と国語施策との関係について

1 常用漢字表制定以前

(1) 官庁用語を平易にする標準（昭和21・6・17 官庁用語改良打合せ）

※ 『公文用語の手びき』（総理庁・文部省編集 昭和 22 年 9 月）から引用。
同書の「はしがき」に、「「文字及び記号」に掲げた内容については、6 月 17 日の次官会議申合せの後、次のような変化があった。」として、「1 「2」の「近く制定される『常用漢字表』は、当用漢字表（21・11・5 閣議決定）となった。」とある。

二 文字及び記号（原文縦書き，旧字体。）

- 2 漢字は、つとめて、近く制定される「常用漢字表」の範囲に限る。但し、人名・地名等漢字で表わすことにきまっているものは、強いて仮名に改めない。

(2) 官庁用語を平易にする標準（昭和21・6・17 官庁用語改良打合せ）

※ 『公文用語の手びき 改訂版』（総理庁・文部省編集 昭和 24 年 3 月）から引用。

二 文字及び記号（原文縦書き，旧字体。）

- 2 漢字の使用は、「当用漢字表」「同音訓表」の範囲に限る。但し、人名・地名等、漢字で表わすことにきまっているものは、しいてかなに改めない。

〔「官庁用語を平易にする標準」の説明〕

- 2 「当用漢字表」にない漢字を用いたり、「同音訓表」にない漢字の用い方をするとき、必要があればふりがなをつける。

古い用字法による法文などの引用にあたっては、特に必要な場合は、原文のままにすべきであるが、その他の場合には、「当用漢字表（特に簡易字体）」現代かなづかいによることとする。

固有名称の中に含まれている普通名詞的な部分は、「当用漢字表（特に簡易字体）」現代かなづかいによることとする。

横濱第一さん橋、大阪市北区、國語審議会

(3) 公用文の改善（昭和24・4・5 閣議了解 公用文改善協議会）

第一 用語用字について

四 地名の書き表わし方について（原文縦書き。）

- 一 地名はさしつかえのない限り、かな書きにしてもよい。

地名をかな書きにするときは、現地の呼び名を基準とする。ただし、地方的ななまりは、改める。

- 二 地名をかな書きにするときは、現代かなづかいを基準とする。（ふりがなの場合も含む。）

- 三 特に、ジ・ヂ、ズ・ヅについては、区別の根拠のつけにくいものは、ジ・ズに統一する。

- 四 さしつかえのない限り、当用漢字表の簡易字体を用いてもよい。

備考 1 地図に地名を書き入れる場合は、当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字表の簡易字体に準じた字体を用いてもよい。

- 2 また、都道府県市町村名などは、なるべく漢字で書いて、ふりがなをつけ、字名などは、かな書きするようにする。

(4) 公用文作成の要領 (昭和26・10・30 国語審議会建議)

※「公用文改善の趣旨徹底について (依命通知)」(昭和27・4・4)

第1 用語用字について

4 地名の書き表わし方について

- 1 地名はさしつかえのない限り、かな書きにしてもよい。
地名をかな書きにするときは、現地の呼び名を基準とする。ただし、地方的ななまりは、改める。
- 2 地名をかな書きにするときは、現代かなづかいを基準とする。(ふりがなの場合も含む。)
- 3 特に、ジ・ヂ、ズ・ヅについては、区別の根拠のつけにくいものは、ジ・ズに統一する。
- 4 さしつかえのない限り、当用漢字字体表の字体を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の字体に準じた字体を用いてもよい。

(5) 人名漢字に関する声明書 (昭和26・5・14 国語審議会)

…略… 地名・人名の表記については、さらに一步を進めて、かながきにすることが最も適当であるという提唱も、つとに行われている。これは読み方の不明確な地名・人名が社会生活に各種の不便を伴うからである。このことも今後研究すべきであろう。…以下、略…

(6) 町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について (昭和28・10・8 国語審議会建議)

第2期国語審議会 (昭和27・4～29・4) の固有名詞部会がまとめたもの。

5回の固有名詞部会のうち、第1、2回は単独、第3～5回は法律公用文部会との合同開催。「町村合併促進法」(昭和28・9・1公布、同10・1施行)の施行に伴って、「地名の書き表わし方については、機会をとらえて、できるだけやさしく読みちがいの起こらないような名をつけることにしたい。(文部省『国語審議会報告書』昭和29・9)」というもの。

→「別紙1」及び「別紙2」を参照。

(7) 地名・人名のかな書きについて (昭和36・3・17 国語審議会第1部会報告)

固有名詞の書き方の問題について審議した第1部会がまとめたもの。「地名・人名をかなで書いて通るのだという見解を積極的に示す必要がある。」という立場と、「認めるだけであるから、強い基準を打ち出すことには賛成できない。」という二つの考え方が、最後まで対立したのである。そして、この両方の意見をともに含む部会全体の結論として、総会に報告された(文部省『国語審議会報告書 5』昭和37・7)もの。

→具体的な内容は「別紙3」を参照。

(8) 国語の改善について (昭和38・10・11 国語審議会報告)

[これまでの国語施策について]

[当用漢字表]

当用漢字表は、わが国で使われる漢字の数があまりに多いのでこれを制限して現代国語を書き表わすため日常使用する漢字の範囲を定めたものである。

当用漢字表については、地名・人名等固有名詞に使われる漢字の取り扱いが大きな問題である。特に、都道府県名に使われる漢字について考える必要がある。また、「当用漢字補正資料」その他の問題についても考えなければならない。ただ、固有名詞の漢字を採り入れることや、補正資料などによって補正することは、当用漢字選定の方針に関連するところがある。(注1・注2)したがって、将来これらの問題を考えに入れて、当用漢字表を改めて検討する必要がある。

(注1) 当用漢字表では、固有名詞については別に考えるという方針であった。そ

の後、新しくつける人名・地名については、「人名用漢字別表」(昭和 26 年 建議, 内閣訓令・同告示)「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方(昭和 28 年建議)」がある。

(注 2) 当用漢字表では、日本国憲法に使われている漢字は全部採り入れる方針であった。補正資料では、それらのうち、日常必要でないと考えられるものを削っている。→「別紙 4」を参照。

(注 3) 都道府県のうち、当用漢字表にははっていないものは、阪・奈・岡・阜・栃・茨・埼・崎・梨・媛・鹿・熊・潟・(繩) の 14 字である。この中で、奈・鹿・熊の 3 字は、人名用漢字別表にははいている。

(注 4) 当用漢字補正資料は、昭和 29 年、国語審議会が、当用漢字表について 28 字を出し入れし、ほかに音訓各 1 を加え、字体 1 を変更した試案である。

2 常用漢字表における扱い等

(1) 常用漢字表・答申前文

〔常用漢字表の性格〕

…略… 常用漢字表は、現代の一般の社会生活で用いるものであって、科学・技術・芸術等の各種専門分野や個人人の漢字使用にまで立ち入ろうとするものではなく、従来の文献などに用いられている漢字を否定しようとするものでもない。また、地名・人名などの固有名詞に用いられる漢字を対象とするものでもない。なお、ここに言う一般の社会生活における漢字使用とは、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象として考えたものである。…以下、略…

(2) 常用漢字表の作成過程における議論

1) 第 11 期国語審議会審議経過報告(昭和 49・11・8) → 「別紙 5」を参照。

〔漢字表の具体的検討のための基本的方針〕

5 固有名詞に用いる漢字その他現行の当用漢字表の使用上の注意事項に掲げられている事項等に関する取扱いについては、これまで各委員から提出された意見を十分参考としつつ、検討を進めるものとする。

〔漢字選定の方針に関する具体的観点〕

ウ 固有名詞に関するものはどうするか。(当用漢字表に「別に考えることとした。」とある。)

① 人名に関するもの(現在、子の名のためのものとして「人名用漢字別表」がある。)

② 地名に関するもの

もし都道府県名を考えるとすれば、当用漢字表以外のものとして次の字がある。(＊印省略)

茨 栃 埼 奈 潟 梨 阜 岡 阪 媛 崎 熊 鹿 繩

2) 新漢字表試案(昭和 52・1・21 国語審議会報告)

〔新漢字表の性格〕

…略… 新漢字表では、地名・人名などの固有名詞に用いる漢字は取り上げなかった。固有名詞は、普通の語とは違った性格を持つものであるからである。

学校教育との関連は、選定の過程で常に配慮してきたが、今回の表は、特に教育用として作成したものではない。ただし、この漢字表が一般の社会生活のためのものである以上、学校教育での漢字指導の際には、考慮されるはずのものと考えられる。学校教育では、基本的な漢字についての学習とともに、漢字というものの文字組織及び機能についての理解を持たせるように努めることが望ましい。